

又. 常子金. 一十年勤続者六日迄十五日分

(満二年勤続者六日、三年六日、三年六日)

歸國旅費ヲ支給スルコト

今後殘余ノ職工ニ對シ解雇ニ場合

退職ニ場合合ニ支給スルコト

5. 退職期日 七月四日午後一月

(以、七月五日控也)

4 富士アイスクリーム株式会社 (東京)

要 求 案

(七月十七日控也)

1. 一ヶ月迄十月ノ増給

2. 解雇ノ際三ヶ月以上ノ勤続ヲ要ス

給スルコト

3. 残基手戻金ニ割増給スルコト

4. 一ヶ月ニ公休日二百ヲ與スルコト

解 決 案

1. 金五円増給

2. 解雇手戻金十月支給ス

財團 調